

(別冊)

2019 年度（令和元年度）

インターネット活用業務実施計画

(案)

この2019年度（令和元年度）インターネット活用業務実施計画（以下、「2019年度実施計画」という。）は、放送法、放送法施行規則、NHKインターネット活用業務実施基準（以下、「実施基準」という。）に則って作成した、NHKのインターネット活用業務に関する実施計画です。この2019年度実施計画で使用している用語のうち、実施基準に定義が記載されているものについては、特に断りのない限り、同じ定義で使用します。

2019年度実施計画の開始日は2020年1月15日です。

インターネット活用業務の実実施計画の策定にあたっては、会長の諮問機関として設置しているインターネット活用業務審査・評価委員会（以下、「審査・評価委員会」という。）に、インターネット活用業務の公共性および市場競争への影響等、公共放送の業務としての適切性を確保する観点からの見解を求め、それを尊重することを、実施基準第9条に定めています。

この2019年度実施計画の案について、審査・評価委員会に諮問して見解を求めたところ、審査・評価委員会の2019年答申第2号として、「実施基準（案）が原案通り認可されることを前提として、公共放送の業務としての適切性を確保する観点から検討した結果、2019年度実施計画（案）については、概ね妥当であると考えられる」旨の見解をいただきました。この2019年度実施計画は、審査・評価委員会の見解を踏まえ、NHKの理事会審議を経て決定し、経営委員会が議決したものです。2019年度、NHKは、審査・評価委員会の答申に示された事項に留意しながら、この2019年度実施計画に沿って、適切にインターネット活用業務を実施していきます。

目次

インターネット活用業務基本方針	1
1 インターネット活用業務の種類	4
2 2号受信料財源業務（NHKオンライン、NHK公式アプリ等のサービス） について	5
2.1 2号受信料財源業務の内容	5
2.1.1 国内インターネット活用業務	5
2.1.2 国際インターネット活用業務	11
2.2 2号受信料財源業務の実施方法	11
2.3 2号受信料財源業務の料金その他の提供条件	13
3 2号有料業務（NHKオンデマンド）について	14
3.1 2号有料業務の内容	14
3.2 2号有料業務の実施方法	14
3.2.1 NHKオンデマンドの種類、提供期間	14
3.2.2 NHKオンデマンドの提供対象地域	15
3.3 2号有料業務の料金その他の提供条件	15
3.3.1 NHKオンデマンドの契約種別	15
3.3.2 NHKオンデマンドの料金	16
4 放送法上の努力義務に係る取り組みについて	17
4.1 地方向け放送番組の提供	17
4.2 他の放送事業者が行う配信業務への協力	17
5 3号受信料財源業務について	18
5.1 3号受信料財源業務の内容	18
5.2 3号受信料財源業務の実施方法	18
6 3号有料業務について	20
6.1 3号有料業務の内容	20
6.2 3号有料業務の実施方法	20

7	インターネット活用業務の実施に要する費用について	21
7.1	2号受信料財源業務、3号受信料財源業務の費用について	21
7.2	2号有料業務、3号有料業務の費用について	21
8	インターネット活用業務の経理について.....	22
9	インターネット活用業務審査・評価委員会について	23
10	インターネット活用業務に関する意見・苦情等への対応について	24
10.1	競合事業者等からの意見・苦情等への対応について	24
10.2	利用者からの意見・苦情等への対応について	24
11	実施状況の評価とそれを踏まえた業務の改善について	25
12	インターネット活用業務に関する各種資料、利用規約について	26
別表	NHKオンデマンドの料金表	27

インターネット活用業務基本方針

NHKは、放送法の精神に則り、公共の福祉の実現に向けた価値を提供するという使命を担っています。この使命を全うするため、NHKは、経営計画（2018-2020年度）において、以下の6つの「公共的価値」の実現を追求することを掲げています。一つめは「正確、公平・公正な情報で貢献」。人々の判断のよりどころとなる正確な情報を公平・公正に伝え、健全な民主主義の発達に寄与します。二つめは「安全で安心な暮らしに貢献」。「命と暮らしを守る報道」に全力を挙げ、より多くの人々の「安全・安心」に貢献します。三つめは「質の高い文化の創造」。「第一級のコンテンツ」制作や最先端技術を駆使したサービスを通じ、文化の向上に寄与し、技術の進歩発達の先導的な役割を果たします。四つめは「地域社会への貢献」。さまざまな文化や暮らしが息づく地域の豊かさ、固有の課題などを共有し、多様な地域社会に貢献します。五つめは「日本と国際社会の理解促進」。国際社会との相互理解を進めるため、日本についての正確で多様な情報を積極的に発信します。そして六つめは「教育と福祉への貢献」。幅広い年齢層の教育・学習・福祉に関するコンテンツや、高齢者・障害者なども利用しやすいサービスを通して、暮らしやすい社会の実現に貢献します。

NHKのインターネット活用業務は、放送を補完してその効果・効用を高め、国民共有の財産という性格をもった放送番組等を広く国民に還元するなど、放送法第15条に掲げられたNHKの目的を達成するために実施します。放送を太い幹としつつ、環境の変化や技術の進歩発達に適時・適切に対応しながら、信頼される「情報の社会的基盤」としての役割を果たしていくために、放送番組と、番組の理解増進情報の提供を行います。新しい技術を積極的に取り入れながら、インターネットならではの特性を生かして、「いつでも、どこでも」利用できる多種多様な情報を発信していきます。

2020年1月1日には改正放送法が施行され、NHKが国内テレビ放送の放送番組を、常時、放送と同時に配信する業務を行うことが可能となりました。改正放送法と放送法施行規則に則り、NHKはインターネット活用業務の実施

基準を変更し、名称も「NHKインターネット活用業務実施基準」として、2020年1月14日に総務大臣の認可を得ました。これらを踏まえ、総合テレビと教育テレビ（以下、「Eテレ」という。）で放送する番組の常時同時配信・見逃し番組配信サービス「NHKプラス」を、2020年4月から開始します。なお、2019年度中には、認証の確実な実施のため、2020年3月1日から、総合テレビとEテレの放送番組を一日に各17時間程度、放送と同時に配信するサービスと、総合テレビとEテレの放送済みの番組を原則としてすべて配信するサービスを、試行的に実施します。従来から実施している教育分野の既放送番組、国内ラジオ番組、国際放送番組等の提供とともに、「いつでも、どこでも、何度でも」NHKの放送番組に触れていただける環境を整えます。

NHKがインターネット経由で提供する理解増進情報は、特定の番組に関連付けられた補助的な情報の範囲のものに限ります。理解増進情報の提供により、番組の周知・広報や、番組内容の解説・補足を行います。また、放送番組等を再編集、再構成してインターネット経由で提供することにより、国民共有の財産という性格を持った放送番組等を広く国民に還元するなど、放送だけでは提供しきれない多種多様な情報を発信していきます。

インターネット活用業務の実施にあたっては、実施基準を遵守するとともに、受信料制度の趣旨に照らして不適切とならないこと、業務の実施に過大な費用を要するものとならないこと等、実施基準の認可要件に従って適切に実施します。また、NHKが提供するインターネットサービスを安心してお使いいただけるよう、各サービスの提供にあたっては、万全のセキュリティ対策を講じます。特に、個人情報、視聴関連情報その他の情報については、法令やNHK個人情報保護方針等に則り、適切な安全管理に努め、そのために必要な措置を講じます。

受信料を財源として実施するインターネット活用業務については、効率的・効果的に実施するとともに、経理の透明性も確保します。受信料財源業務の費用については、実施しようとする業務が真に必要で有効なものか、受信料財源により賄うことが妥当かどうかなどの観点から検討し、実施基準に示した上限

の中で、抑制的に管理します。

一方、実施基準において新たに定めた、放送法上の努力義務に係る取り組み、ユニバーサル・サービスへの取り組み、国際インターネット活用業務への取り組みについては、効率的に行うよう努めつつ、公益性の観点から積極的に実施します。特に、民間放送事業者が行うコンテンツ配信業務への協力については、放送において培ってきた民間放送事業者との二元体制を踏まえ、放送と通信の融合時代においても、相互にメリットをもたらす連携・協調の一環として、適切に進めていきます。

NHKはこれまで、東京オリンピック・パラリンピックが開催される 2020 年に最高水準のサービスを提供することを目指して、インターネットを通じた放送番組等の提供を強化してきました。2019 年度、NHKは、経営計画（2018-2020 年度）に掲げた 6 つの「公共的価値」を、みなさまの暮らしの中で「いつでも、どこでも、より深く、より身近に」実現するため、放送を太い幹としつつ、インターネットも積極的に活用して、“公共メディア”への進化を目指します。

1 インターネット活用業務の種類

2019年度は、実施基準第2条に示した2号受信料財源業務（放送番組等を電気通信回線を通じて一般の利用に供する業務のうち、専ら受信料を財源として行うもの）と、2号有料業務（放送番組等を電気通信回線を通じて一般の利用に供する業務のうち、専ら受信料を財源として行うもの以外のもの）を実施します。また、3号受信料財源業務（放送番組等を、放送番組を電気通信回線を通じて一般の利用に供する事業を行う者に提供する業務のうち、専ら受信料を財源として行うもの）や、3号有料業務（放送番組等を、放送番組を電気通信回線を通じて一般の利用に供する事業を行う者に提供する業務のうち、専ら受信料を財源として行うもの以外のもの）を、3号対象事業者からの求めに応じて実施することがあります。

2 2号受信料財源業務（NHKオンライン、NHK公式アプリ等のサービス） について

2.1 2号受信料財源業務の内容

2号受信料財源業務として、放送番組等を広く一般に向けて提供します。

2号受信料財源業務には、国内インターネット活用業務と国際インターネット活用業務があります。そのうち国内インターネット活用業務については、地上テレビ常時同時配信・見逃し番組配信、オリンピック・パラリンピック東京大会に係る取り組み、それら以外の業務があります。

個々の放送番組や理解増進情報の提供については、少なくとも年1回、その社会的意義を勘案して必要性・有効性を点検し、それらがなくなると判断したものはその時点で終了します。また、提供している理解増進情報については、特定の放送番組との対応関係を確認し、少なくとも3か月に一度、NHKオンラインのウェブサイト「NHKのインターネット活用業務について」(<https://www.nhk.or.jp/net-info/>)に掲載して公表します。

2.1.1 国内インターネット活用業務

(1) 地上テレビ常時同時配信・見逃し番組配信（「NHKプラス」）

地上テレビ常時同時配信として、2020年3月1日から3月31日まで、総合テレビとEテレで放送している番組を一日に各17時間程度提供します（提供に必要な権利を確保できないもの等を除きます）。地上テレビ常時同時配信では、埼玉県、千葉県、東京都および神奈川県各区域を合わせた区域（以下、「南関東エリア」という。）を対象とした放送中番組を、全国に向けて配信します。

また、地上テレビ見逃し番組配信として、総合テレビとEテレで放送した番

組を、原則としてすべて、それぞれの番組放送終了時刻から起算して、7日間提供します（提供に必要な権利を確保できないもの等を除きます）。地上テレビ見逃し番組配信では、南関東エリアで放送された既放送番組を全国に向けて配信します。

地上テレビ常時同時配信と地上テレビ見逃し番組配信を合わせたサービスの名称は「NHKプラス」です。2019年度中は、2020年4月から開始する「NHKプラス」のサービスでの認証の確実な実施のため、試行的に実施します。設備への負荷や利用の状況を確認し、2020年4月以降に実施する「NHKプラス」のサービスの一層の安定化をはかります。

「NHKプラス」のサービスを通じて、放送の補完として、正確で迅速なニュースや質の高い多彩な番組を配信することにより、放送番組の視聴機会の拡大を図り、NHKが追求する6つの「公共的価値」の実現につなげていきます。

(2) オリンピック・パラリンピック東京大会に係る取り組み

オリンピック・パラリンピック東京大会に係る取り組みとして、関連する放送番組の理解増進情報の提供を行います。

NHKは、2020年の「東京オリンピック・パラリンピック」で最高水準のサービスを提供することを通じて、質の高い文化の創造、日本と国際社会の理解促進、教育と福祉への貢献など、「公共的価値」の実現を追求していきます。

2020年3月からは各地をめぐる聖火リレーも始まることから、インターネットにおいても、放送の補完として、感動を伝え視聴者の心に残るような「東京オリンピック・パラリンピック」に関するニュース・番組の理解増進情報を提供します。最先端の技術を積極的に活用した新たなサービスを通じて、技術の進歩発達の先導的役割を果たしながら、質の高いスポーツ文化の創造に寄与します。

また、障害のある人も積極的に参加・貢献できる「共生社会」への理解を深めるとともに、人種・国籍・性別などの違いを超えて多様な価値観を認め合う

社会を目指した「東京オリンピック・パラリンピック」関連サービスを実施します。障害者スポーツへのさらなる理解を促すコンテンツや、障害者などが直面する社会的な課題について視聴者がより身近なこととして理解を深め、解決策を考えるきっかけとなるようなコンテンツを提供することにより、暮らしやすい社会の実現に貢献します。

(3) 上記以外の国内インターネット活用業務

a. 報道番組関連サービス

報道番組関連サービスとして、ニュース・解説番組、スポーツ番組の理解増進情報の提供を行います。また、災害時や、国民生活・社会全体に大きな影響を及ぼす緊急ニュース等がある場合に、その情報を伝える放送中の番組を提供することがあります。

ニュース・解説番組のウェブサイト、アプリケーションを通じて、正確な情報を公平・公正に伝えることにより、人々の判断のよりどころとなり、健全な民主主義の発達に寄与します。また、放送のみならずインターネットでも「命と暮らしを守る」防災・減災報道に全力で取り組み、安全・安心な暮らしに貢献します。

スポーツ番組のウェブサイトでは、最先端の技術を駆使してスポーツニュースやスポーツ番組を補完する情報を幅広く伝え、質の高いスポーツ文化の創造の一端を担います。

b. 教育番組、教養番組関連サービス

教育番組、教養番組関連サービスとして、学校教育や社会教育に資する既放送番組の提供と、教育番組、教養番組の理解増進情報の提供を行います。

学校放送番組、通信制高校向け番組、語学番組など、教育番組のウェブサイ

ト、アプリケーションでは、放送番組とその理解増進情報を体系的に提供し、幅広い世代の教育、学習に貢献します。

福祉番組のウェブサイトでは、番組のテーマに関連する情報を掘り下げて提供することにより、障害のある人も積極的に参加・貢献できる「共生社会」への理解を深めるとともに、人種・国籍・性別などの違いを超えて多様な価値観を認め合う社会の実現に貢献します。

教養番組のウェブサイトでは、人々の興味・関心や疑問に応える番組関連情報を幅広く提供し、暮らしやすい社会の実現や質の高い文化の創造の一端を担います。

c. 娯楽番組関連サービス

娯楽番組関連サービスとして、ドラマ番組とエンターテインメント番組の理解増進情報の提供を行います。

ドラマ番組やエンターテインメント番組に関連するウェブサイトを通じて、番組の出演者・登場人物、番組の背景、制作の舞台裏などを提供することにより、放送番組の視聴拡大や視聴者のより深い番組理解を促進し、質の高い放送文化の創造の一端を担います。

d. ラジオ放送を補完するインターネットサービス

ラジオ放送を補完するインターネットサービスとして、ラジオ第1放送、ラジオ第2放送、FM放送の放送中の番組の同時配信と聴き逃し番組配信を行います（「らじる★らじる」）。また、その関連サービスとして、ラジオの放送番組の理解増進情報の提供を行います。

より多くの人々が「いつでも、どこでも」ラジオ番組の音声を聴けるような環境づくりを進めます。災害時等にラジオ放送を聴く手段がない人や、地域の情報に他の地域からアクセスしたい人などに向けて、ラジオ放送を補完し、安

全で安心な暮らしや多様な地域社会に貢献するサービスの充実をはかります。

また、放送法上の努力義務に係る取り組みの一環として、民放ラジオ局などが参加するインターネットラジオ「radiko（ラジコ）」を經由して、ラジオ第1放送とFM放送の放送中番組を提供します（「4.2 他の放送事業者が行う配信業務への協力」参照）。

e. 放送番組の周知・広報

放送番組の周知・広報を目的とした放送番組等の提供を行います。広報スポットや番組の周知・広報に資するミニ番組などの広報番組の提供にあたっては、既放送番組のほか、放送予定番組を提供することがあります。

NHKオンラインのトップページは、NHKが開設しているさまざまなウェブサイトの「総合窓口」です。最新ニュースや番組表へのリンク、放送中あるいはまもなく放送する番組の画像などを見やすく配置し、利用者にとって使いやすいポータル機能を提供します。

また、番組の周知・広報を目的とするウェブサイト等では、広報スポットやミニ番組などを提供するとともに、番組の放送日時やみどころ、出演者・登場人物、番組の背景、制作の舞台裏など、視聴者のより深い番組理解につながる情報を幅広く提供し、番組の視聴拡大につなげます。

f. 地域放送局のウェブサイトを通じた地域情報の提供

地域放送局のウェブサイトを通じて、地域放送番組の理解増進情報を提供します。また、災害時等には、地域放送局のウェブサイトを通じて、ラジオの放送中番組や既放送番組を提供することがあります。

地域放送局のウェブサイトでは、それぞれの地域に関連するさまざまな情報やコンテンツを集約した利便性の高いインターネットサービスを提供し、多様な地域社会に貢献します。

また、きめ細かい防災・減災情報やライフライン情報などを地域放送局のウェブサイトを通じて正確・迅速に伝え、地域の安全・安心に寄与します。

g. アーカイブス映像・音声等の提供

NHKアーカイブスのウェブサイトを通じて、NHKが保存しているニュースや番組等の映像・音声記録のうち、特に社会的意義が高い放送番組等を提供します。

国民の共有財産という性格をもった多種多様な映像・音声記録を、必要に応じて再編集、再構成して、視聴者に還元します。

h. テレビ受信機向けのインターネットサービス

インターネットに接続されたテレビ受信機に向けて、番組の周知・広報を目的とした既放送番組の提供や、放送番組の理解増進情報の提供を行います。

放送局ならではの技術を活用したハイブリッドキャスト、BS4K・BS8K データサービスなどのサービスによって、より豊かな視聴体験の実現を目指します。

i. ユニバーサル・サービスへの取り組み

NHKは、「共生社会」への理解を深めるとともに、人種・国籍・性別などの違いを超えて多様な価値観を認め合う社会をめざした放送・サービスを充実していくことを公共放送の使命ととらえ、幼児、子どもからお年寄り、目や耳に障害のある方など、すべての視聴者が、見やすく、聞きやすく、分かりやすく、安心して視聴できる「人にやさしい」放送・サービスの充実に努めています。ユニバーサル・サービスの実施に先導的な役割を果たすため、インターネットを活用して先進的な取り組みを実施していきます。

2.1.2 国際インターネット活用業務

国際インターネット活用業務として、テレビ国際放送とラジオ国際放送（本項において、総称して「国際放送」という。）の放送番組の同時提供と、既放送番組（見逃し番組、聴き逃し番組）の提供、国際放送の番組の理解増進情報の提供を行います。

NHKは、国際社会との相互理解を進めるため、国際放送を通じて、日本についての正確で多様な情報を世界各国に向けて積極的に発信しています。また、訪日・在留外国人が増加する中で、災害時に命を守る情報など必要な情報を適切に提供することが一層重要になっています。国際放送のインターネットサービスを通じて、日本と国際社会の理解促進に寄与します。

2.2 2号受信料財源業務の実施方法

2号受信料財源業務のサービスは、原則としてNHKオンライン上のウェブサイト、NHK公式アプリを通じて提供します。

また、2号受信料財源業務のサービスの一部を、電気通信回線を通じて一般への情報提供を行う他の事業者のウェブサイトまたはアプリ（以下、「外部プラットフォーム」という。）を通じて提供することがあります。ソーシャルメディア等を積極的に活用することにより、人々が正確、公平・公正な情報に接触する機会を増やします。また、広報目的での放送番組の提供など、番組の魅力を伝える放送番組等の提供により、番組への興味・関心を促し、より多くの人々に番組を視聴してもらえるような周知・広報の取り組みの充実を図ります。

地上テレビ常時同時配信の提供時間は、総合テレビ、Eテレとも、原則として毎日午前7時から翌日午前0時までの、各17時間程度です。編成上の必要があると判断した場合は、臨時に繰り上げ、あるいは延長し、または一時的に実施することがあります。

地上テレビ見逃し番組配信は、総合テレビ、Eテレとも、一日24時間、いつ

でも、何度でも利用することができます。提供期間は、それぞれの番組の放送終了時刻から起算して、7 日間です。配信するための権利や技術的な理由、運用上の理由等により、それより早く終了することがあります。

地上テレビ常時同時配信、地上テレビ見逃し番組配信、国内ラジオ放送の同時配信の提供対象地域は、日本国内に限ります。これらを除く 2 号受信料財源業務の提供対象地域には原則として制限を設けませんが、提供に必要な権利が確保できない場合等には、提供対象地域を日本国内のみ、または日本国外のみに制限する場合があります。

ラジオ第 1 放送の放送中番組を、民放ラジオ局などが参加するインターネットラジオ「radiko（ラジコ）」を通じて提供する際、地方向け放送番組の提供対象地域をブロックごとに制限します。その詳細については「4.2 他の放送事業者が行う配信業務への協力」に記載します。

N H K オンラインのサービスは、原則として、オペレーションシステム (OS) として Windows または MacOS を使用しているパソコン、もしくは、Android または iOS を使用しているスマートフォン、タブレット端末等で利用できます。

スマートフォン向けの N H K 公式アプリは、原則として、Android または iOS を使用しているスマートフォン、タブレット端末等で利用できますが、アプリケーションの仕様等によって、一時的にいずれか片方の OS でのみ利用可能とする場合があります。

その他、N H K オンライン、N H K 公式アプリ等を利用するための端末機器およびソフトウェア等の諸条件については、N H K オンラインのウェブサイト「N H K インターネットサービス利用規約」(<https://www.nhk.or.jp/toppage/rules/>) に掲載しています。

なお、外部プラットフォーム経由で提供するサービスについての端末機器およびソフトウェア等の諸条件については、それぞれの外部プラットフォームのウェブサイト等に掲載されています。

2.3 2号受信料財源業務の料金その他の提供条件

2号受信料財源業務は、利用者に対価を求めることなく実施します。

このうち、地上テレビ常時同時配信・見逃し番組配信については、受信料制度を毀損することのないようにするため、以下の措置を講じます。

地上テレビ常時同時配信・見逃し番組配信を利用しようとする人は、受信契約を確認するために必要な情報を入力し、利用申込をすればIDが発行されます。利用時にはそのIDによる認証を行います。

認証されていない状態のときや受信契約が確認できない場合は、常時同時配信の画面上に、受信契約を確認するための情報提供を求めるメッセージを表示します。また、見逃し番組配信の番組は視聴することができません。

利用申込をした人は、発行されたIDを用いることにより、地上テレビ常時同時配信・見逃し番組配信を自ら利用することができるのに加え、自らと生計をともにする人その他利用規約で定める人に利用させることができます。

一つのIDで同時に視聴できる配信ストリームの上限の数は、2019年度は5とします。

以下の場合においては、臨時かつ一時的にメッセージを表示しないで地上テレビ常時同時配信を行い、広く一般に利用可能とする措置を講ずることがあります。

- 災害時における国民の生命・財産の保護等に資するための情報その他の国民生活や社会全体に大きな影響を及ぼす情報であって迅速に提供すべきものを伝える放送番組を提供する場合

その他、地上テレビ常時同時配信・見逃し番組配信の利用にあたっての条件等の詳細は、NHKオンラインのウェブサイト「NHKインターネットサービス利用規約」(<https://www.nhk.or.jp/toppage/rules/>)に掲載しています。

3 2号有料業務（NHKオンデマンド）について

3.1 2号有料業務の内容

2号有料業務として、放送番組等を有料で提供します。サービス名称は「NHKオンデマンド」です。

放送済みの番組を広く一般に提供する「NHKオンデマンド」のサービスによって、国民共有の財産という性格を持った放送番組等を広く国民に還元します。利便性の向上やコンテンツの充実など、「NHKオンデマンド」のサービスのさらなる向上に取り組み、アクティブユーザーの増加を目指します。

3.2 2号有料業務の実施方法

NHKオンデマンドのサービスの実施方法には、直接提供型とプラットフォーム経由型があります。直接提供型の場合は、NHKが開設するNHKオンデマンドのウェブサイト、またはNHKオンデマンド公式アプリを通じて提供します。プラットフォーム経由型の場合は、プラットフォーム事業者のウェブサイトやアプリ等を通じて提供します。

3.2.1 NHKオンデマンドの種類、提供期間

NHKオンデマンドには、見逃し番組サービスと、過去番組サービス（特選ライブラリー）があります。

(1) 見逃し番組サービス

NHKで放送している人気番組等を、放送から1～3週間程度のあらかじめ定めた期間、提供します。なお、ニュース番組の見逃し番組サービスは、2020年2月29日で提供を終了します。

(2) 過去番組サービス（特選ライブラリー）

名作ドラマや大型ドキュメンタリー番組など、見逃し番組サービスでの提供期間を過ぎた過去の放送番組等を一定期間または期間を定めずに提供します。

3.2.2 NHKオンデマンドの提供対象地域

NHKオンデマンドの提供対象地域は、日本国内とします。

3.3 2号有料業務の料金その他の提供条件

NHKオンデマンドのサービスは、利用者から対価を得て実施します。契約種別として、単品、見放題パックがあります。

3.3.1 NHKオンデマンドの契約種別

(1) 単品

放送番組等の中から、その都度課金して、一定期間、利用可能とするものです。

(2) 見放題パック

個々の放送番組等の入れ替わりがあることを前提とした特定範囲の複数本の放送番組等を一括対象とし、一定期間、利用可能とするものです。

2020年3月1日に、見放題パックのサービス再編を行います。従来の見逃し見放題パックと特選見放題パックを統合し、まるごと見放題パックに一本化します。

3.3.2 NHKオンデマンドの料金

NHKオンデマンドの2019年度の料金は、別表の通りです。この料金は、直接提供型とプラットフォーム提供型において共通です。

4 放送法上の努力義務に係る取り組みについて

4.1 地方向け放送番組の提供

放送法上の努力義務に係る取り組みとして、地方向け放送番組の提供を行うよう努めます。

2019年度は、地方向け放送番組の提供に向けた体制・設備の整備について検討を進めます。

4.2 他の放送事業者が行う配信業務への協力

放送法上の努力義務に係る取り組みとして、他の放送事業者との連携・協調を深める観点から、他の放送事業者が行う当該業務に相当する業務の円滑な実施に協力するよう努めます。

2019年度は、在京民放5社が運営する民放公式テレビポータル「TVer（ティーバー）」を経由して、一部の既放送番組を提供します。NHKが「TVer」経由で提供する番組については、すべてNHKオンラインで提供するほか、一部はNHKオンデマンドの無料番組としても提供することがあります。

また、民放ラジオ局などが参加するインターネットラジオ「radiko（ラジコ）」を経由して、ラジオ第1放送とFM放送の放送中番組を提供します。

ラジオ第1放送とFM放送の放送中番組を「radiko」を通じて提供する際、ラジオ第1放送については、提供対象地域をブロックごとに制限します。具体的には、全国を8つのブロックに区分し、個々のブロック内では、東京発の放送番組または大阪、名古屋、広島、福岡、仙台、札幌、松山の各拠点放送局発の放送番組のうち、いずれかひとつを配信します。なお、FM放送については、ブロックごとの制限は行わず、東京発の放送番組を全国に向けて配信します。

5 3号受信料財源業務について

5.1 3号受信料財源業務の内容

3号受信料財源業務として、3号対象事業者からの求めに応じて、以下の放送番組等を提供することがあります。

- 災害等の緊急時に係る情報提供を迅速かつ広範に行うために特に必要と認める場合 当該緊急時に迅速に提供すべき情報を伝える放送番組等
- 国際放送および協会国際衛星放送の放送番組の外国における視聴機会を拡大するために必要と認める場合 国際放送および協会国際衛星放送の放送番組等
- その他公益上特に意義があると認める場合 当該公益上の意義に合致する放送番組等

多数の国民の生命・財産に切迫した危機があると考えられる大規模災害時等において、インターネット事業を行っている事業者からの申し出に基づき、NHKが放送する緊急ニュースを、事業者が放送と同時に提供することを認める場合があります。また、公益上特に意義があると認められる場合に、事業者からの申し出に基づき、日本国内向けの放送番組等を無償で提供することがあります。

NHKの国際放送について、より多くの海外の視聴者に接触していただけるようにする施策の一環として、動画や音声をインターネットを用いて提供する海外の事業者にも、国際放送の放送番組等を無償で提供することがあります。また、公益上特に意義があると認められる場合に、事業者からの申し出に基づき、国際放送の放送番組等を無償で提供することがあります。

5.2 3号受信料財源業務の実施方法

3号受信料財源業務は、電気通信回線を通じた伝送、放送番組等を記録した

媒体の交付その他NHKが適当と認める方法によって行います。また、提供期間と時間、提供対象地域等、実施方法の詳細については、3号対象事業者と合意の上、決定します。

6 3号有料業務について

6.1 3号有料業務の内容

3号有料業務として、ビデオ・オン・デマンド（VOD）事業を行っている対象事業者から求めがあった場合、NHKが国内で放送した番組等を当該事業者
に有料で提供することがあります。国民共有の財産という性格を持った放送番組等を広く国民に還元します。

6.2 3号有料業務の実施方法

3号有料業務は、電気通信回線を通じた伝送、放送番組等を記録した媒体の交付その他NHKが適当と認める方法によって行います。また、提供期間と時間は、3号対象事業者と合意の上、決定します。3号対象事業者からの放送番組等の提供の求めがあったときは、これを受け付け、適切かつ速やかに対応します。

7 インターネット活用業務の実施に要する費用について

7.1 2号受信料財源業務、3号受信料財源業務の費用について

2号受信料財源業務の費用は、受信料収入の2.4%にあたる168億円です。内訳は、物件費が131億円、人件費が31億円、減価償却費が6億円で、物件費のうち、国内放送関係は110億円、国際放送関係は20億円です。

国内放送関係の110億円の内訳は、番組ホームページの制作・更新、アプリや新サービスの開発、東京オリンピック・パラリンピック関連のコンテンツ制作など、コンテンツ関連が73億円、サーバー・ネットワークの構築や制作システムの整備などインフラ関連が37億円です。

国際放送関係の20億円の内訳は、コンテンツ関連が11億円、インフラ関連が9億円です。

2号受信料財源業務の費用については、適正な上限の中で抑制的に管理し、効率的なサービス実施に努めます。

また、3号受信料財源業務の費用は、0.1億円を想定しています。

7.2 2号有料業務、3号有料業務の費用について

有料業務の費用は、「放送番組等有料配信業務勘定」において、事業支出として21億円を計上しています。また、事業収入は21億円、事業収支差金は0.1億円です。

8 インターネット活用業務の経理について

2019 年度の経理については、実施基準附則第 8 条に則り、従前の例により費用を整理します。また、同附則第 2 条第 1 項の規定により 2019 年度の地上テレビ常時同時配信とみなす業務および地上テレビ見逃し番組配信に係る業務に要した費用については、実施基準第 42 条第 6 項の趣旨を踏まえ、同第 8 条第 1 項に定めた実施計画の実施状況に記載し、同条第 3 項の規定により公表します。

なお、実施基準第 42 条に定めた費用の整理は、2020 年 4 月に始まる事業年度に係る経理から実施します。

9 インターネット活用業務審査・評価委員会について

インターネット活用業務における適切性の確保に資するため、会長の諮問機関としてインターネット活用業務審査・評価委員会（以下、審査・評価委員会という。）を設置しています。

次項「10 インターネット活用業務に関する意見・苦情等への対応について」に記載する競合事業者からの意見・苦情等への対応については、審査・評価委員会に、インターネット活用業務の公共性、市場競争への影響等、公共放送の業務としての適切性を確保する観点からの検討を求め、その結果を尊重して必要な措置を講じます。

また、次々項「11 実施状況の評価とそれを踏まえた業務の改善について」に記載する実施状況の評価や、次年度以降のインターネット活用業務実施計画の策定にあたっては、審査・評価委員会に、公共放送の業務としての適切性を確保する観点からの見解を求め、それを尊重します。

10 インターネット活用業務に関する意見・苦情等への対応について

10.1 競合事業者等からの意見・苦情等への対応について

NHKが実施するインターネット活用業務に関して、競合事業者または外部事業者（以下、「競合事業者等」という。）から意見・苦情等が寄せられたときは、適切かつ速やかにこれを受け付けて対応します。

競合事業者等からの意見・苦情等の受付方法、審査・評価委員会における検討にあたっての考え方、検討の結果および措置は、NHKオンラインのウェブサイト「NHKのインターネット活用業務について」

(<https://www.nhk.or.jp/net-info/>) に掲載して公表します。

10.2 利用者からの意見・苦情等への対応について

2号受信料財源業務（NHKオンライン、NHK公式アプリ等）に係るサービスの利用者または利用を希望する方からの意見・苦情等は、NHKふれあいセンター、全国の放送局等で受け付け、迅速かつ適切に対応します。

2号有料業務（NHKオンデマンド）に係るサービスの利用者または利用を希望する方からの意見・苦情等は、NHKオンデマンドのコールセンターで受け付け、迅速かつ適切に対応します。ただし、プラットフォーム経由型によるNHKオンデマンドの利用方法や操作方法等に関する意見・苦情等は、各プラットフォーム事業者の対応窓口で受け付けます。

利用者からの意見・苦情等の内容については、インターネット活用業務実施計画の策定、実施計画の実施状況の評価等にあたって適切に考慮するとともに、審査・評価委員会にその概要を報告します。

11 実施状況の評価とそれを踏まえた業務の改善について

2019年度の終了後、2019年度実施計画の実施状況を、収支実績も含めて取りまとめ、それについて評価を行います。また、少なくとも3年ごとに行うと定めているインターネット活用業務の実施状況の評価については、改正放送法の施行後最初の評価を2019年度の終了後に行います。その結果に基づき必要があると認める場合には、業務の改善を図るための措置を講じます。

12 インターネット活用業務に関する各種資料、利用規約について

実施基準、実施計画、競合事業者等からの意見・苦情等の受付方法など、NHKのインターネット活用業務に関する各種資料は、NHKオンラインのウェブサイト「NHKのインターネット活用業務について」

(<https://www.nhk.or.jp/net-info/>) に掲載して公表します。

2号受信料財源業務（NHKオンライン、NHK公式アプリ等）の利用規約は、NHKオンラインのウェブサイト「NHKインターネットサービス利用規約」(<https://www.nhk.or.jp/toppage/rules/>) に掲載しています。

2号有料業務（NHKオンデマンド）の利用規約は、NHKオンデマンドのウェブサイト (<https://www.nhk-ondemand.jp/>) に掲載しています。

別表 NHKオンデマンドの料金表

2020年1月15日～2020年2月29日

提供番組	販売形態	
	単品	月額見放題パック
見逃し番組（一般番組）	○ (110～330円)	○ (990円)
見逃し番組（ニュース番組）	—	
特選ライブラリー	○ (110～330円)	○ (990円)

いずれも税込額

2020年3月1日～3月31日

提供番組	販売形態	
	単品	月額見放題パック
見逃し番組（一般番組）	○ (110～330円)	○ (990円)
特選ライブラリー	○ (110～330円)	

いずれも税込額